

介護計画相談センターこすもす 指定居宅介護支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会が開設する介護計画相談センターこすもす（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業を行うにあたっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護計画相談センターこすもす
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区大山町 2847 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員・介護支援専門員）

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 常勤専従 1 名以上（常勤職員・管理者 1 名）

介護支援専門員は、利用者からの相談を受け付けるとともに、利用者の心身の状況や置かれて環境等に応じた居宅サービス計画を作成する。また、居宅において日常生活を営むことができるように居宅サービス事業者等との連携に努める。

（指定居宅介護支援の取扱件数）

第 5 条 事業所の介護支援専門員 1 名当たりの取扱件数は 35 件を上限とする。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第 7 条 利用者の相談を受ける場所

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、事業所内相談室もしくは利用者宅において行う。

2 課題分析の実施

- (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- (3) 課題分析の方法は国が示した課題分析標準項目を用いて行う。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時の利用者の負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西・葵東・伊左地町・泉・泉町・大久保町・大人見町・大山町・神ヶ谷町・神原町・舘山寺町・協和町・呉松町・湖東町・古人見町・桜台・佐浜町・庄内町・庄和町・白洲町・高丘北・高丘西・高丘東・西丘町・西山町・花川町・平松町・深萩町・村櫛町・雄踏町・和光町・和合町・和地町）の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備するものとする。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。